



参議院の参観

参議院では、参議院参観心得(昭和47年8月10日議長決定)及び本会議場内特別参観要領(昭和55年4月23日議院運営委員会理事会決定、昭和55年5月8日参議院改革協議会了承)の定めるところにより、一般参観及び本会議場内特別参観を実施しています。

一般参観では、参観受付において申込みをすることにより、本会議、開会式など特別の式典や行事により中止している場合を除き、平日午前8時から午後5時までの間、本会議場(傍聴席)、御休所(天皇陛下が開会式等で国会においてになる際に休まれる部屋)、中央広間(中央塔内部)及び47都道府県の木を植栽した前庭遊歩道を衛視の案内により見学することができます。

参議院の見学者数はここ数年、年間31万人前後で推移し、昨年は30万8千人が訪れるなど、広く国民の間に周知されつつあり、開かれた参議院を具現化する重要な事業のひとつに成長したと言えます。

参観を申し込むに当たり、議員の紹介が得られる場合は、議員事務室を通じ、参観受付備付けの参観証用紙に、団体名、代表者氏名、紹介議員名ほか参観に必要な情報を記入し、あらかじめ提出していただくことにより事前の申し込みができます。

また、議員事務室からは、平成23年に導入された参議院参観予約システムを利用して、参議院情報ネットワークに接続されたパーソナルコンピューターで申し込むことも可能です。

議員からの紹介がない場合でも、平日午前9時から午後4時までの毎正時に出発するツアーのうち、希望する出発時刻の5分前までに参観受付で所定の手続を行うことで見学が可能です。原則として当日の申し込みとなりますが、10人以上の団体や特別の事情がある場合は、事前に参観受付へのご相談をお願いしています。

見学の際に配布するパンフレットは、大人用、中高生用、小学生用、英語版、中国語版及び韓国語版のほか、点字版を用意しており、参観を引率する衛視は、英会話及び手話での案内にも対応しています。

また、国会議事堂の構造上、スロープ及び利用できるエレベーターの制限があるため、通常の順路と一部異なった順路とはなりますが、車いすでお越しになる方も上記見学箇所を同様に案内いたします。

一方、本会議場内特別参観は、議員の紹介が必要ですが、国会閉会後の第一日曜日及び第三日曜日に、一般参観の順路に加え、普段は議員以外立ち入ることのできない本会議場内の議席フロアから、開会式で陛下がお着きになられるお席、議長席、演壇や大臣席を間近に見ることができるほか、昭和13年の大日本帝国憲法発布50周年記念で造られた議会政治の功労者である伊藤博文、大隈重信、板垣退助の像が置かれている中央広間を見学することができます。

さるや かつのり
(猿谷 勝則・警務部警備第二課)